

群馬県サービス管理責任者等基礎研修 実 施 要 領

1 研修目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 群馬県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 受講対象者

本研修の受講者は次の1～4の要件全てを満たしている者とする。

- 1 群馬県内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定含む）においてサービス管理責任者等として従事しようとする者

※他都道府県の事業者（開設予定含む）からの申し込みは受け付けておりません。

- 2 次に掲げる区分に応じ、通算して下表に掲げる「研修受講実務経験年数」以上の実務経験を有する者

※申込日時点で「研修受講実務経験年数」以上の実務経験を有していることが要件となります。

業務	研修受講 実務経験年数	従事に必要な 実務経験年数
相談支援業務	3年	5年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年	8年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年	5年
国家資格等による業務に3年（児童発達支援管理責任者の場合は5年）以上従事している者による相談支援業務又は直接支援業務	1年	3年

- 3 相談支援従事者初任者研修基礎課程の修了者（修了見込を含む）もしくは平成17年度以前に障害者ケアマネジメント初任者研修を修了している場合は「相談支援従事者初任者研修基礎課程【1日】」の修了者。

（令和7年度相談支援従事者初任者研修（基礎課程）をお申込みした方は、受講決定された後に本研修の申し込みをしてください）

- 4 標記研修受講に際し、法人又は事業所等から推薦を受けている者

【注意事項】

※本研修は、サービス管理責任者等に必要な実務経験から2年引いた年数から受講が可能なため、研修の受講要件とサービス管理責任者等として従事するための実務要件は異なります。実務要件についての詳細は、別紙「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」を御確認ください。

4 定員

250名程度（各日程50～60名程度）

5 研修内容・日程等

（１）研修内容

「サービス管理責任者等基礎研修」標準カリキュラムに基づき実施する。

（２）日程

講義（オンライン動画視聴）・演習（１日）を実施します。

内容		研修日	研修会場
講義		令和7年8月中に配信する動画を視聴 視聴後、レポートを提出することで受講確認 ※詳細は「15 講義部分の動画配信について」を参照してください。	
演習	A 日程	令和7年9月16日（火）	群馬県庁内会議室 （前橋市大手町1-1-1） （受講決定時にお知らせします。）
	B 日程	令和7年9月29日（月）	
	C 日程	令和7年10月9日（木）	
	D 日程	令和7年10月20日（月）	

※演習日程の選択はできません。受講決定通知にて受講日時をお知らせいたします。

※定員の都合上、受講決定後の日程変更はできません。

6 受講料

6,000円（研修資料代等 ※実費相当分）

※ 受講費用は、受講決定通知に同封する振込用紙にてお支払いしていただきます。
詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。

※ その他、動画視聴にかかる通信費や会場への交通費、食事代等は受講者側の負担となります。

7 受講申込方法

申込期限までに、（１）郵送及び（２）電子メールによりお申し込みください。

※（１）と（２）両方の申込が必要なので御注意ください。

※申込者が複数の場合は、所属法人で取りまとめのうえ、お申し込みください。

（１）郵送により、次の書類を提出する。

下記①から⑧の申込書類を、朱書「サービス管理責任者等基礎研修申込書在中」と記載した角形

2号封筒に入れて郵送してください。

- ①受講申込提出書類チェック表（受講者1人につき1枚作成すること）
- ②受講申込書
- ③実務経験証明書【研修受講用】
- ④実務経験通算表（サービス管理責任者等研修用）
- ⑤資格証書等の写し（実務経験年数6年未満の方及び国家資格保有者は、必ず提出）
- ⑥相談支援従事者初任者研修等の修了証書の写し（受講予定者は受講決定通知の写し）
- ⑦名前を変更したことが分かる書類（該当者のみ）
- ⑧270円切手を貼った返信用封筒【大きさ：角形2号 24cm×33.2cm】
※返信用封筒には、送付を希望する事業所住所及び申込担当者氏名等を明記すること。併せて、宛先に（様、御中等）を記載すること。

（2）電子メールにより「受講申込書」（エクセルファイル）のみを提出する。

- ※ 「受講申込書」はお一人ごとに作成してください。シートの追加はしないでください。
- ※ エクセルファイルのまま送信してください。（電子メールで送付する際には、押印は不要です。）
- ※ 電子メールの件名には、必ず「【サビ管等研修】」及び「法人名等」を記載してください。
記載例：【サビ管等研修】ぐんま会
- ※ ファイル名は「受講申込書（法人名 受講申込者氏名）」とし、法人名及び受講申込者氏名を付してください。 記載例：受講申込書（ぐんま会 前橋花子）

<受講申込にあたっての留意事項>

- （1）「受講申込書」の空欄は、「該当事項なし」として処理しますので、記載漏れがないよう御留意ください。
- （2）「受講申込書」に記載された受講者氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、本人に確認するなど誤りのないように記載してください。
- （3）「受講申込書」に記載された事業所メールアドレスあてに動画視聴 URL や事前課題についてのメールを送付しますので、誤りのないよう御留意ください。

8 申込先・問い合わせ先

◆ 申 込 先

【郵送あて先】

〒370-0045 群馬県高崎市東町 70-11 1 階

有限会社プログレ総合研究所

群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

【電子メールあて先】

E-mail : g-shougai@omiya-fukushi.co.jp

◆ 問い合わせ先

有限会社プログレ総合研究所

電話番号：027-330-2690

（平日9：00～18：00）

FAX : 027-327-0801

E-mail : g-shougai@omiya-fukushi.co.jp



～注意～

申込先・問い合わせ先は
群馬県庁ではありません。

9 申込期限

メール：令和7年7月4日（金）までに送信完了
郵送：令和7年7月4日（金）【 消印有効 】

※ 期限後に届いた申込書については、いかなる事情があっても受理しません。

10 受講者の決定

受講の可否については、委託先事業者から所属法人あてに令和7年8月5日（火）までに発送します（予定）。

※ 申込者数が募集定員を超過した場合は、法人内優先順位等を勘案し、受講の可否を決定します。

※ 受講決定後の受講者及び日程の変更は原則認めません。

11 修了証書の交付等

①サービス管理責任者等基礎研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付します。

②修了者は、修了証書番号等を記録した群馬県研修の修了者名簿に登録します。

※ 修了証書の再発行は行わないので紛失しないよう留意のこと。

※ 本研修の修了証は、研修の受講を証明するものであり、サービス管理責任者等に必要な実務経験を有することを証明するものではありません。サービス管理責任者等として配置する際には指定権者に実務経験証明書の提出が必要になります。

※ 欠席者・遅刻者・早退者には修了証書の交付はありませんのでご注意ください。

事前課題に取り組んでいない場合や期日までに提出が確認できない場合は、受講を辞退したものとみなし、受講を取り消します。

また、途中まで受講した分の修了証書、受講証明書等の発行には応じられません。

※ 著しく受講態度が悪い方（私語、居眠り、その他周囲への迷惑行為等）は、修了としない場合がありますので御注意ください。

12 感染症対策

感染症の拡大防止の観点から、発熱、咳、全身倦怠感などの症状のある方は受講を控えてください。御協力をよろしくお願いします。

13 受講取り消し

提出された受講申込書・実務経験証明書等に虚偽の申告が認められた場合等、悪質な状態と判断された場合は、直ちにその者の受講を取り消します。

14 身体障害等により受講に際して配慮を申請する者

受講に際して特別の配慮を希望される者は、受講申込書の記載欄に必ず御記入頂き、早めの御連絡に御協力願います。なお、御要望内容によっては十分な対応ができない場合もありますので予め御承知願います。

15 講義部分の動画配信について

○受講方法

- ・講義の配信は、オンライン動画配信サービスを使用します。
- ・講義を視聴するためのURLは、受講決定者に後日通知します。通知したURLにアクセスして、動画を視聴してください。
- ・講義資料を当該研修の委託先HPに掲載しますので、各自でダウンロードしていただき、資料のご用意をお願い致します。
- ・講義は、受講決定時に通知する期間内に視聴をしてください。
- ・動画の視聴は所定の期間のみ可能ですので、視聴漏れがないよう留意してください。
- ・動画視聴後、レポートを提出することで受講の確認をします。

○受講環境

- ・動画の視聴は、事業所または個人所有のコンピュータ、スマートフォン、タブレット等の動画の視聴ができる機器を御用意ください。
- ・Wi-FiもしくはLANケーブルの有線接続環境下で視聴してください。通信量が非常に多いため、4G等の携帯電話回線での接続の場合、利用制限がかかることや多額の通信費用が発生することがあります。（視聴にかかる通信費等は受講者側の負担となります）

16 その他

○平成31年4月1日より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となるために必要な実務経験が、一部変更されました。実務要件については、「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」を御確認ください。

<群馬県及び委託先ホームページに申込書の様式を掲載しております>

・群馬県

群馬県トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>障害政策課>

研修案内・ボランティア募集>

令和7年度サービス管理責任者等基礎研修を開催します

・委託先

<https://www.omiya-fukushi.co.jp>

とうじんかん

藤仁館医療福祉カレッジHP > トップページ「群馬県 委託研修」 >

サービス管理責任者等基礎研修

※藤仁館医療福祉カレッジ、高崎福祉カレッジは有限会社プログレ総合研究所の運営する学校名です。